

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県鹿児島市下福元町字金見山1987番地
氏 名 鹿児島県リサイクル株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 照屋巧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 4年11月14日
許可の有効年月日 令和 9年11月13日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上9種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成14年11月14日	
変更届出	平成14年12月11日	法人の代表者を「小島安範」から「上山一吉」に変更
変更届出	平成16年11月16日	法人の代表者を「上山一吉」から「木落貞徳」に変更
変更届出	平成19年3月20日	法人の名称を「鹿児島県リサイクル事業協同組合」から「鹿児島県リサイクル株式会社」に変更
更新許可	平成19年11月14日	
変更届出	平成20年11月4日	法人の代表者を「木落貞徳」から「照屋巧」に変更
更新許可	平成24年11月14日	



変更許可	平成24年12月14日	取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、紙くず、繊維くず」を追加
変更届出	平成25年11月12日	法人の代表者を「照屋巧」から「西窪勝」に変更
更新許可	平成29年11月14日	
変更許可	令和4年11月11日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「がれき類」を「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「紙くず」を「紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「繊維くず」を「繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
		取り扱う産業廃棄物の種類に「燃え殻」を追加
更新許可	令和4年11月14日	
変更届出	令和5年11月8日	法人の代表者を「西窪勝」から「照屋巧」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

08214045940号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

